

中野労基だより

発行所
 一般社団法人中野労働基準協会
 中野市大字中野 1863 - 1
 TEL 0269 - 22 - 2255
 編集兼発行人 山田 雄一



新年あけましておめでとうございます

年頭のあいさつ

(一社)中野労働基準協会 会長 半谷雅典(兼前田鉄工所 代表取締役社長)



謹んで新春のあいさつを申し上げます。

昨年中は、当協会の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、会員企業の労務管理の改善、労働災害の防止及び勤労者の福祉の増進に向けての行事は、おおむね計画どおりに進めることができました。これもひとえに会員事業所、中野労働基準監督署、各労災防止団体等の皆様からのご支援の賜物と深く感謝しております。

さて、今年は、昨年末から降雪量が多くなっており「転倒災害」の発生する可能性が高くなっています。特に「朝」「夕方」に

事故件数が増加する傾向にあり、毎年最も多く発生しております。また、火を使用することが多くなるこの時期は、空気の乾燥により火災が発生しやすくなります。冬季だけでは無く年間を通じて十分ご留意いただき、災害防止に努めていただければと考えます。

このような中、当協会は、引き続き会員事業所のお役に立てるよう努めてまいりますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、会員事業所の皆様にとって、この一年が新たな発展と飛躍の年でありますようお祈り申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。

目	次
年頭のあいさつ(半谷 会長)	1 中野労働基準監督署からのお知らせ 3
年頭のご挨拶(中野監督署長)	2

年頭のご挨拶 中野労働基準監督署 署長 青木隆広



新年、明けましておめでとうございます。一般社団法人中野労働基準協会の会員事業場の皆様におかれましては、旧年中も当署の業務運営に対し、格別のご理解、ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、中野労働基準協会と当署の大きな目標の一つである労働災害の減少ですが、令和6年は大幅な改善がみられています。

当署管内における休業4日以上の労働災害による死傷者数は11月末時点での速報値で165人でした。前年同期が195人でしたので30人少なく、非常に喜ばしい状況です。

また、令和5年は当署管内において1人の労働者が労働災害により亡くなりましたが、今年は12月20日の時点で死亡労働災害は発生しておりません。死亡労働災害ゼロで新年を迎えていることを切に望んでおります。

労働災害減少の主な原因はというと、転倒災害が前年の約三分の二に減少しています。事故の型別で最も多い転倒災害の減少が労働災害全体の減少に直接結びついているわけです。

これは会員の皆様の事業場における転倒防止対策が功を奏しているということかと

思いますが、既に積雪・凍結路面对策が必要な時期に入っておりますので、引き続き転倒災害をはじめとする労働災害減少にご対応をお願いします。

現在私ども労働基準行政では、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画が進行中で、当署ではこの計画に基づいて第14次労働災害防止推進計画を策定し、当初管内の産業全体の目標として、この5年間で死亡災害ゼロ、令和4年に227人だった休業4日以上の死傷者数の5%減(215人)を掲げています。

令和6年においては、これらの目標を達成するのも夢ではありませんが、引き続き中野労働基準監督署では「労災による死亡者を、悲しみをゼロに」という理想に近づくため、労働者が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、行政運営に取り組んでまいります。

また、労働災害防止だけでなく、長時間労働の解消をはじめとした働き方改革の推進、労災保険の迅速・公正な給付にも取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様にとりまして本年が平穏無事な良い年となりますことをご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



中野労働基準監督署からのお知らせ

電子申請に当たっては
**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷
に係る入力支援サービス**
をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



事業主の皆さまへ

**労働者死傷病報告の報告事項が改正され、
電子申請が義務化※されます**

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内